

コーネル・ロー・スクールと法学教育 ——留学を終えて

渡 辺 修

- (一) コーネル・ロー・スクールの確立
——パウンドの法学教育改革の提言の意義
- (二) コーネル・ロー・スクールの確立 (二)
——高等教育機関への道
- (三) コーネル・ロー・スクールの現在
——学生としての印象
- 四 留学を終えて

課程学生(L.L.M)として在籍し、学習と研究を行う機会を頂いた。以下、コーネル・ロー・スクールの紹介もかね、⁽¹⁾簡単ながら、留学の報告記をまとめおきたいと思う。

(一) コーネル・ロー・スクールの歴史については、次の文献を参照した。本文では番号を以て略記しよう。

- ① Harry B. Hutchins, The Cornell University School of Law, I THE GREEN BAG 473 (1889).
- ② Edwin H. Woodruff, History of the Cornell Law School, 4 CORNELL L. QUARTERLY 9 (1919).
- ③ Harry G. Henn, The Cornell Law School—Its History and Traditions, 37 N. Y. Sr. B. J. 139 (1965).
- ④ Robert S. Stevens, The Cornell Law School from

筆者は、フルブライト委員会の助成により、一九八四年の夏から、コーネル・ロー・スクールにおいて、二年間、修士

コーネル・ロー・スクールと法学教育——留学を終えて

渡 辺

1919 to 1954, 54 CORNELL L. REV. 332 (1969)

⑨ W. David Curtis, The Cornell Law School from 1954 to 1963, 56 CORNELL L. REV. 375 (1971).

(一) コーネル・ロー・スクールの確立 (一)

——パウンドの法学教育改革の提言の意義

一 コーネル大学は、一八六五年、ニューヨーク州の中程、フィンガレイクス湖のほとり、ケネダガ湖の辺にあるイサカ (Ithaca) の町を見おろす丘の上に創設された。それから二〇年余りを経て、一八八七年九月に、ロー・スクールが設立されている。もっとも、名称は、当初、Department of Law、一八九六年から College of Law、一九二五年に Cornell Law School となり現在に至っている (前掲文献③注一・一三九頁)。後述のように、名称の変更は、ロー・スクールの高等教育機関化の進展に伴っていること、従ってまた、アメリカ社会において求められる lawyer の質、その社会的、歴史的背景とも関わっていることに注目したい。

当初の入学資格は、年令一八才以上、九年生程度の読解能力、算数の能力があればよいというきわめて程度の低いものであった (③一四〇頁)。理由は、当時の法曹養成は、法律事務所での従弟的教育と後述の夜間法律学校での速成教育に

よっていたことにある。つまり大学における高等教育、長期教育は、なお未成熟であり、浸透していない面があった。従って、学生を確保するという実利的必要を充足するには、あまり厳しい入学基準を設定できなかったのである。修学年限を二年としたのも、当時、ニューヨーク州では、弁護士資格をえるのには一年の実務研修が必要であったので、仮りに三年制とすると資格取得に四年も要することになり、これでは学生が集まらないと判断したからである (②九四、九五頁)。ともあれ、コーネル・ロー・スクールは、一八八七年九月二六日、三名の専任プロフェッサーと五五人の学生が、現在は言語学教室の用いているモーリル・ホール四階に集合して開校式を行い、その歴史を開始したのである。この五五名のうち、一一名は学識の程度が高いので、直ちに二年次に編入された。この一一名中、六名は大学卒業資格を有し、一名は既に弁護士資格を取得していた (②九五頁)。

二 さて、コーネル・ロー・スクールが本格的なナショナル・ロー・スクールへ成長するのには、いくつかの契機を必要とした。第一は、入学要件の厳格化による学生の質の向上である。このため、一八九八年に、高校四年の教育修了を資格要件とする制度改革が行なわれた。ところが、学生数は、前

〈学生数①〉

1887年	55人
1888	85
1889	106
1890	122
1891	123
1892	176
1893	197
1894	190
1895	208
1896	252
1897	254
1898	174
1899	178
1900	182

年の二五四人から一七四人に激減する結果になってしまった
 (②九八頁、一一〇、一一一頁)。大学側は、これをみて、

この方向の制度改革は時期尚早と判断するに至る(②九九頁)。この学生数の減少は、単に入学者の厳格化への機械的反應としての面と同時に、ロー・スクール中心の法曹養成がなお定着していない現状を反映したものであった、といえよう。本格的制度改革は、二〇世紀をまたなければならなかったのである(参考のため、一九世紀末までの学生数を示しておく。数字は、②一一〇、一一一頁による)。

三 二〇世紀は、革新主義の時代としてはじまる。一九世紀末までに完成する第二次産業革命のもたらす生産・流通・消費等の経済諸関係の変化、移民の増加、大都市の出現等の新しい社会的条件が発生するのに伴い、新しい社会統制のシステムとその担い手が求められる時代になったのである。かかる時代にあつて、司法システムの改革と、これを担う新しい

質の高い法曹養成のための法学教育改革を強く主張し、そしてリードしたのは、ロスコ・パウンド(Roscoe Pound)であった。彼は、ハーバード・ロー・スクール学部長を務めていた一九二二年にクリーブランド市における司法システム改革のための実態調査を指導し、その報告集において、法曹養成制度の改革、プロフェッショナル化を提言したのである。以下、コーネル・ロー・スクールの改革を見ていく背景として、パウンドの提言を簡単にみておこう。⁽¹⁾

(1) Roscoe Pound, Criminal Justice in the American City—A Summary, in THE CLEVELAND FOUNDATION, CRIMINAL JUSTICE IN CLEVELAND (1922). 以下、パウンドと略記する。

四 パウンドによると、植民地時代のアメリカでは、一七世紀中頃まで弁護士が必要は、ほとんどなかったが、やがて、イギリスに留学して法学教育をうける傾向がでてき、独立革命時には、少数ながら良質の弁護士がいた。しかし、革命後は、弁護士は好まれなかった。法そのものがイギリス起源であったことへの反感が強かったこと、経済的混乱の中でひとり繁盛していたこと、ジェファースン時代の極端な民主主義的観念が定着したことを、パウンドはその理由としている

(パウンド六〇一頁)。こうした時代の風潮が、弁護士職業の性格をも規定したのである。パウンドは、これを「非専門化」と特徴づけている(パウンド六〇二頁)。則ち、当時イギリスでは、barrister 乃至 counselor と attorney 乃至 solicitor とが分離されていた。前者は、中世以来、自治的組織が形成されており、また司法職につき資格、法廷での弁論の資格は、彼等のみ与えられていた。が、同時に、高度の職業的伝統、規律、資格認定の統制、法学教育の体系化などが、これを支えていたのである。これに対して、後者は、法廷外で依頼人の代理として事務処理にあたるのにとどまっていた。パウンドによると、アメリカでは、両者の区別がなされないばかりか、むしろ、solicitor が弁護士のモデルとされた節があるとする。このため、弁護士に対する裁判所の懲戒権は形式にとどまり、また、法学教育は従弟的方法にとどまっていたのである。もちろん、自治的組織の形成はみられなかった(パウンド六〇一、六〇二頁)。

ただ、反面で、右のようなアメリカ弁護士制度の発展の第一段階は、有能な公判弁護士の時代であったともいえる。弁護士の大きな業績は、法廷において達成され、もっとも顕著な成功とは刑事事件における公判で陪審を前にして、事件に

成功することであった。また、裁判官、議員は、公判弁護士から選ばれることが多かった。かかる公判弁護士の社会的、政治的リーダーシップの時代は、南北戦争まで続く(また、田園的コミュニティーでは、パウンドの時代にも続いているものである)(パウンド六〇三頁)。

五 右のようなシステムによっても、田園的社会で、法曹人口が少なく、住民相互がよく知っているという環境ではある程度まで職業的伝統と規律とを守ることはできたが、やがて、産業革命の進展、移民の急増、都市化社会の発達は、弁護士の質にも大きな変化を与えるのである。弁護士制度発展の第二段階である。パウンドは、これを「鉄道会社顧問弁護士」の時代と特徴付けている。則ち、弁護士としての職業的成功とは、鉄道会社の顧問弁護士として雇われることに求められた。従って、有能な弁護士層は、鉄道会社の代理として法廷において、救済を求める人民を相手に勝訴するため、その精力、知力を用いたのである。反面、大会社に疑惑の念をもつ民衆は、かかる弁護士を公選の職に選ぶことはしなくなった。「有能で学識あるリーダーは、裁判官、検察官、議員など公職のリーダーとなることをやめてしまった」時代なのである(パウンド六〇三頁)。他方で、後述のように、夜間法律学

校での弁護士速成教育は、続いている。このため、パウ
ンドによると、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、弁護士
集団は、よき教育と訓練をうけたグループ、教育・訓練のな
いグループ、少数の政治屋的グループへと分化してしまつた
のである。そして、特に、「刑事法は、弁護士中、低級の層
がほぼ排他的に取り扱う領域となつた」のである（パウンド
六〇三頁）。「彼等は、法大系の弱点を研究し、それをいかに

うまく利用するかを研究しているのである。理論上は、弁護
士は、裁判官の officer であり、被告人側の主張を完全か
つ適切に表現することにより、刑事裁判所が正義を実現する
ように補佐するものである。ところが、実際には、抜け目の
ない、経験をつんだ政治的手統ともいふべきゲームのプレイ
ヤーを我々は見出すことが多いのである。刑事司法過程は、
この結果、システムそのものが、阻害され、悪用されている
のである」（パウンド六三六頁）。

六 コーネル・ロー・スクールが設立された時期は、パウ
ンドのいう、右の第二段階の延長ともいふべき「client-care-
taker」の時代にあたる。有能な弁護士の機能は、会社企業
の助言、組織、政策形成に向けられている。他方で、「裁判
所における現実の司法の運用は、企業実務家の先導として避

けるべき謂はば暗礁、障害、潮の流れを示している場合にの
み、関心の対象となるのにとどまるのである。都市の弁護士
のリーダーは、刑事司法の運用のみならず裁判所の実務全
てから離れるようになってきている。このため、裁判所による
司法の運用に対するもっとも効果的な抑制方法が機能しな
くなっている」（パウンド六〇三頁）。

この時期には、確かに、bar association の組織化、弁護
士登録を州最高裁が統轄することは、なされていた。しかし、
パウンドは、弁護士としての教育、組織、規律は、田園的コ
ミュニティー時代と同じであるとしている。一八六〇年当時
は、優秀で経験のある弁護士のもとで、徒弟的訓練をうける
ことで英米法の真髄にふれ、最高の職業観を身につけること
ができたが、二〇世紀に入ってくると、かかる訓練を施すの
にふさわしい弁護士は、業務にあまりにも忙しく、学生の訓
練を充分に行えない状態にあつた。このため、弁護士の発す
る訓練証明書制度はおざなりなものになつており、また、
司法試験官も、受験者の所属事務所、先祖の職業などで合否
の判定をしていた。訓練証明書、試験は、要するに、形式に
すぎないものになつていたのである（パウンド六三七、六三
八頁）。

七 パウンドは、こうした状況を生んだ原因として、さしずめ二点を指摘している。第一に、「弁護士側の自体が、職業教育に関心を寄せていないことが、刑事司法の非効率性の重大な要素である」としている。第二に、殊に、外国人弁護士、外国人を先祖とする弁護士については、最良の教育が必要ではなくであるのに、「一般にもっとも教育を必要とする者が、これをほとんどうけていない」。法廷で行なわれることの実務的、技術的なことしか身につけていないのである（パウンド六三八頁）。彼等は、「アメリカの政体の精神」「そのモン・ローの精神」はつかめていない、とパウンドは批判するのである（パウンド六〇四頁）。

パウンドが特に攻撃の対象としていたのは、移民子弟などを学生とする夜間法律学校であった。「外国出身者が、一日八時間、使用主のために働き、同時に夜間高校と夜間法律学校に通っている」、英米法の伝統と精神、弁護士職の伝統と精神を学ぶといったことを「実現することは、不可能である」（パウンド六三八頁）。例えば、クリーブランド市の夜間法律学校は、六四八回の講義数で課程が修了となるが、昼間法律学校では一〇八〇回を必要としている、刑法・刑訴法については、夜間学校では、二六回、あるいは、三〇回しか

講義数がないのに対し、昼間学校は九〇回を予定している。また、全体として、夜間学校は、司法試験に必要な科目しか教えておらず、教養のための図書は不備であるか、学生がそこまで時間を割かないのが実状であるとしている（パウンド六三九頁）。

そこで、パウンドは、三点についての改革を提案したのである。第一は、司法試験の改善である。特に、資格認定基準を高めることであつた。第二は、これにあわせて、法学教育の質を向上させることである（パウンド六三九、六四〇頁）。則ち、「弁護士の発する certificate of study により、司法試験をうけることを認める制度の廃止、法学教育の前に少くとも四年間の高校教育をうけることを不可欠の予備教育として要件とすること、夜間・昼間を問わず、全てのロー・スクールにつき一週間の最低の講義時間数の要件を設け、特に、夜間ロー・スクールで勉強に費やされる時間が、標準的な昼間学校で求められているものとはほぼ等しくなるように保障すること、司法試験官、又はその監督の下に、ロー・スクールと、法律学生に予備教育を与える私立学校に対し、臨検・監督を行う権限を与えること」を提案したのである（パウンド六五〇、六五一頁）。

そして、第三として、弁護士の自治的組織化を強化し、プロフェSSIONナルとして責任ある主体とすること、弁護士を「金の盲者に与えられた集合名詞」にとどめないことを求めたのである(パウンド六四一頁)。

八二〇世紀におけるロー・スクールの改革は、かかる革進主義の要請に従って、プロフェSSIONナルとしての社会改革——社会工学の担い手を養成することを目指したものであったといつてよい。次に述べる、コーネル・ロー・スクールの改革も、かかる時代の波を背景とするものであった。ただ、かかる改革は、地方政党組織の支配する政治を、近代的プロフェSSIONナルによる科学的、大系的政策形成の場へと変革する面をもったが、同時に、人民の誰もが夜間法律学校を経て弁護士職にアクセスできた開放性を否定し、ナンショナル・ロー・スクールが中心となって養成する法曹エリートにのみ司法の運用を任せることになったことも確かなのである⁽¹⁾。が、ともあれ、コーネル・ロー・スクールが、かかる時代の要請を、どううけとめたのか、以下でみてみよう⁽²⁾。

(1) See, SAMUEL WALKER, POPULAR JUSTICE, at 127-133 (1980).

(2) Cf., ROBERT STEVENS, LAW SCHOOL: LEGAL EDUCATION IN AMERICA FROM THE 1850S TO THE 1980S,

コーネル・ロー・スクールと法学教育——留学を終えて

at 35-204 (1983).

(二) コーネル・ロー・スクールの確立 (二)

——高等教育機関への道

一 革新主義の時代の要請は、コーネル・ロー・スクールにも大きな改革をもたらすことになった。既に、一九〇五年に、当時の学部長 Hufcut のもとで、ロー・スクールの教養課程の習得を含む四年コースと、三年コースとに分ける案が議論されていた(②九九頁)。が、この案は、入学要件の厳格化として実現されることになる。則ち、ファカルティーは、一九一九年に至り、最低二年のカレッジ・レベルの教育を修了したことを入学要件とする改革案を実施する決定をしたのである。この改革案を提案したレポートからその理由をひらいてみると、法学教育の前に教養課程の学習を終えていると、「弁護士は、多様かつ複雑な問題を処理することができるようになる。同時代の経済、社会、法、政治の様々な動向について、知的で包括的な視野をもつことができるようになる」ことが強調されている。つまり、「弁護士に対する近年の批判的傾向は、主に、メンバーの多くがその職務を単なるビジネスとしてしかみず、専門職 (profession) とはみていない

という事実には帰因する。卒業生が、ロー・スクールでの学習のために従来より長い期間をすごし、これにより、よりプロフェッショナルな態度を身につけ、以て、従来以上の成熟度をえるようになれば、弁護士界のメンバー全体の中で、プロフェッショナルとしての意識をより深く生み出すのに役立つことは明らかである」(②一〇一頁)。

則ち、パウンドの改革提言と軌を一にするように、弁護士のプロフェッショナル化がめざされたのである。さらに、一九二四年には、カレッジ四年の教育修了が入学要件とされ、ロー・スクールは、大学院レベルの教育を施す機関として確立するのである。また、一九二九年からは、Doctor of Juridical Laws (J. S. D.) と Master of Laws (LL. M.) の学位授与もできるようになったのである(③一四二、一四三頁、④三三六頁)。

しかし、この段階では、American Bar Association も 弁護士資格の要件として、二年のカレッジ教育を要求しておらず、Association of American Law Schools がこれをメンバー校の要件とするのは、一九一九年よりさらに数年の後であった。また、ニューヨーク州最高裁が、一年のカレッジ教育の修了を弁護士の資格要件にするのは、一九二七年で

あり、二年のカレッジ教育へと厳格化したのは、一九二九年のことである(④三三三頁)。このため、四年のカレッジ教育修了を入学要件としたコーネル・ロー・スクールは、学生数の減少に悩むことになったのである。この間の学生数については、表②のようであった(②一一一頁、④三三三、三三三

<学生数②>

1901年……	198人	1915年……	243人	1954年……	115人
1902……	225	1916……	255	1955……	126
1903……	241	1917……	191	1956……	121
1904……	228	1918……	216	1957……	82
1905……	222	1919……	189	1958……	88
1906……	211	1920……	16	1959……	113
1907……	206	1921……	28	1960……	108
1908……	225	1922……	36	1961……	78
1909……	264	1923……	52	1962……	110
1910……	279	1924……	76	1963……	115
1911……	328	1925……	81	1964……	132
1912……	297	1926……	75		
1913……	269	1927……	107		
1914……	245				

四頁。

二 次に、法学教育の質の向上に目を向けてみよう。まず、教育内容充実のため、教育年限については、一八九七年から三年制とされるに至った。また、単位取得も徐々に厳しくなっていた。例えば、一八七〇年以前、ハーバード・ロー・スクールでは、入学・卒業に特に試験はなく、週一〇回の講義、一年の修学で学位が与えられた。コロンビア大学でも、一八九一年まで、週七時間半の授業が義務付けられていたのとどまる。が、法学教育の高度化への要求が高まる中で創設されたコーネル・ロー・スクールは、当初から週一五時間の授業、年三学期制、期末及び卒業時に試験を課す厳しい方式を採用したのである(③一四〇、一四一頁)。

教育方法については、コーネル・ロー・スクールの設立された一八八七年当時、ハーバード・ロー・スクールのラングデルの創始にかかるケース・メソッドは、なお定着しきらずにあった。法学教育は、なお講義形式による抽象的原理の伝授によっていたのである。コーネル・ロー・スクールでも、例えば、一年生配当の "Elementary Law"、"The Law of Real Property" は、ブラックストーンのコメントリーをテキストとする「講義と解釈」方式によって教えられていたの

である(①四八三頁)。ただ、ケース・メソッドは、方法論として特に否定されていたわけではない(①四八三頁)。むしろ、多くの課目とも、ケースを直接研究して、質疑応答を行う方式を部分的に採用していたのである(②九五頁)。現に、二年生に配当される "Private and Municipal Corporation" については、「講義の他、判例の完全な研究を補足的に行う」ものとしており、"Mercantile Law" は、「主に判例を教える」ものとされていた(①四八三頁)。この点について、一九一六年に学部長に就任した Edwin H. Woodruff は、開校当時の教育方法について、次のようにまとめている。

「最初の年から、少くとも一課目、Francis M. Burdick の担当する Bills and Notes は、ケース・ブック・メソッドによって行なわれていた。さらに、特に、ケース・ブックを利用しなくとも、判例集から宿題として課した判決を学習することは、当時開催されたコースのほとんどで、ある程度行なわれていたのである。一八九五年には、契約法、不法行為法、Bills and Notes を担当した Hufcut 教授は、もっとさらにケース・ブックの利用を行うようになったし、一八九六年に至ると、法廷実務を除くカリキュラムのほとんど

全てにおいて、ケース・ブックが用いられたのである」(②一〇四頁)。

三 また、コーネル・ロー・スクールは、カリキュラムの特色として、当初から「Common Law Pleading and Practice in Cases at Law」⁽¹⁾、「Civil Procedure under the Codes」など、法廷実務と弁論技術に関する課目が開講されていた。また、University Courtと呼ばれる模擬裁判での訓練が必修となっていた(①四八三、四八四頁、②一〇四頁——一〇六頁)。

一九一五年、ロー・スクールは「The Cornell Law Quarterly」を発刊しはじめた。これも、教育の質向上に大きな貢献をしたのである。則ち、「各号ごとについて、二五人から三〇人の学生が、判例批評として The Quarterly で出版するため、最近の判例の提起した特別の問題について熱心に真摯にそして精力的に研究しているのである」(②一一〇頁)。

ただ、他面で、一九二九年三〇年頃になると、ケース・メソッドが学生の勉強意欲をかりたてられないものであることが、ファカルティーの問題として意識されるようになってきた。特に、三年生ともなると、司法試験に合格しなければならぬというプレッシャーのため、授業に対する準備不足

「熱意の喪失」がみられるとの指摘がなされていた(④三三七頁)。

ところで、一九〇六年／七年当時、コーネル・ロー・スクールにおけるニューヨーク州以外の州の出身の学生の比率は三〇%であったが、一九一七年、一八年には、四四%になった。さらに、一九二三年、卒業生組織として Cornell Law Association が設立され、また、一九三二年に、U. S. スチール会長を就め、ルーズベルト大統領の側近でもあった、卒業生のひとり、マイロン・テイラーが、建物を寄贈し「Peace Tower」を中心とするゴチック様式の美しいロー・スクール別名、マイロン・テイラー・ホールができたのである。

こうして、コーネル・ロー・スクールは、全米でもトップにランクされるナショナル・ロー・スクールとしての地位を確実にしていったのである。⁽²⁾

(1) See, Cuthbert W. Pound, Teaching Civil Procedure, 4 CORNELL L. Q. 143 (1919).

(2) ただ、前掲④は、一九一九年から一九五四年という、アメリカ法学の激動の時代——法形式主義、法現実主義、社会学的法学の対抗、ポスト・リアリズムとしてのプロセス法学の登場——を扱ったものであるが、その内容は、主に、予算とファカルティーの移動、教育の改革についての形式的な面を中心に記

述している。逆にいえば、一九三〇年代におけるコーネル・ロー・スクールの関心事は法現実主義の評価、ニュー・ディール政策の理論的検討といったところではなく、新しい建物の寄贈をうける中で、既存のケース・メソッド的教育を守っていくことにあったように思われる。少くとも、一九三四年に、当時の学部長 Charles Burdick が、New York State Law Revision Commission の議長となり、Mylon Taylor Hall が活動の舞台になったことを除くと(④三四四、三四五頁)、この時期に政治的改革へコミットした動き、これを反映した法学の方法論の反省などの動きは、みられなかったようである。

(三) コーネル・ロー・スクールの現在

——学生としての印象

一 コーネル・ロー・スクールは、現在、スタッフ三〇余名、一学年あたり一七〇余名を擁する。筆者は、ここに、八四年秋から二年間、計四学期をすごした。以下、出席した授業の印象を中心にして感想をまとめておきたい(出席授業一覧表①②参照)。

最初の秋学期は、①の憲法、②の不法行為法という一年生の必修課目と、上級生配当・選択課目である③の刑事訴訟法をとった。憲法担当のオズグッド教授は、一九四七年生まれ、一九七四年にイェールで J・D を取得し、四年ほど実務につ

いた後、一九七八年からボストン大学で教鞭をとり、八〇年にコーネルに移ってきている。彼は、税法の専門家である他、法史研究をも手がけており、後述の⑩は、税法担当者の講義配分がうまくいけば、オズグッド教授が担当するはずであったとのことである。また、学生時代、ベトナム戦争の最中に自ら志願して軍隊に入った経歴をもつ、やや保守的な人物であり、また、自然法論者であることを自認する人でもある。そうしたことが影響してか、テキストに選ばれたのは、所謂 originalist でもあるブレストを編者とする、編年体にと

められたケース・ブックであった。本書では、マーシャル・コート、南北戦争前、南北戦争後、第二次大戦前、現代という時代の流れごとに憲法上の争点の推移を理解できるように判例とその他の資料が配置されていたため、判例の通史的イメージを形成するのに役に立ち、ここで得た知識が、留学中の研究の基礎になった。授業は、ケース・メソッドであるが、各事例を全て学生にブリーフさせるといふよりも、オズグッド教授の質問にイエス・ノーの答えを求めつつ、議論の方向付けをして、学生の自由な発言をひき出す形をとっていた。

「三分間質問」として学生・スタッフに知られているロング・センテンスによる延々と続く疑問文にとまどうことが往々

〈出席授業一覧表①〉
—1984/1985年度—

Fall Term

	課目・担当	教科書
①	Constitutional Law R. K. Osgood	P. BREST / S. LEVINSON, PROCESSES OF CONSTITUTIONAL DECISIONMAKING (2 d. ed, 1983)
②	Torts J. J. Barceló	R. A. EPSTEIN / C. O. GREGORY / H. KALVEN, CASES AND MATERIALS ON TORTS (4 th ed, 1984)
③	Criminal Procedure J. A. Siliciano	Y. KAMISAR / W. R. LAFAVE / J. H. ISRAEL, MODERN CRIMINAL PROCEDURE (5 th ed, 1980)

Spring Term

	課目・担当	教科書
④	Criminal Justice J. A. Siliciano	W. R. LAFAVE, MODERN CRIMINAL LAW (1978)
⑤	Problems in Criminal Procedure and Post-conviction Remedies F. C. Zacharias (セミナー)	Y. KAMISAR / W. R. LAFAVE / J. H. ISRAEL, MODERN CRIMINAL PROCEDURE (5 th ed, 1980)
⑥	Trial Advocacy F. C. Zacharias	J.H. SECKINGER/K.S. BROUN, PROBLEMS AND CASES IN TRIAL ADOVOCACY, VOL I, II (2d ed, 1983) ; T. A. MAUET, FUNDAMENTALS OF TRIAL TECHNIQUES (1980)
⑦	Law, Society and Morality J. Bennett	H. L. A. HART, THE CONCEPT OF LAW (1961) R. DWORKIN, TAKING RIGHTS SERIOUSLY (1978) M. P. GOLDING, THE NATURE OF LAW (1966)

あったにせよ、じっくりと学習できた課目であった。

②の不法行為法では、伝統的ケース・メソッドに徹した授業がつけぬかれた。アサイメントに出されたケースについては、必ず、学生にブリーフを読みあげさせて、質疑応答がはじまる。そして、事案を若干変えつつ (hypothetical case)、争点を深めていく方式である。基礎課目でもあるためか、学生も比較的ていねいに準備をしてきているようであった。

③を担当するシリカーノ助教授は、一九五三年生まれ、コーネル、プリンストンを経て、七九年にコロンビアで J・D を取得後、連邦の第二巡回区首席裁判官 *Wilfred Feinberg*、連邦最高裁判事 *Thurgood Marshall* のロー・クラーク等を経て、筆者の入学した八四年からスタッフに加わっている。一応、刑事法関係課目を中心に担当しているが、特に刑事弁護の実務経験が深いというわけでもなく、また、講義を担当するのは、③が最初であったことも手伝ってか、アメリカ刑事訴訟法の理論的大系性を背景にした深味ある授業には至らなかった。また、上級生配当の選択課目のためか、教授自身による説明部分が多くなり、学生への call は少く、また、学生も就職のための面接等で出席できなかったり準備

不足のことが多く、call に対し pass する学生、授業の前
に unprepared のメモを教授に手渡す学生が目についた。

ともあれ、最初の秋学期は、生活を整えたり、家族を迎えたりなど私事の忙しさと、はじめてのロー・スクールの授業であるため、何をどの程度、勉強しておかなければ、final exam. に通らないのか検討がつかず、暗中模索のままですごしてしまつた。試験は、外国人学生であるため、J・D 学生より一時間余分にもらえたが、例えば、憲法は数問ある問題文だけで十数頁あるものを、六時間の配当時間で各問いに全て essay をまとめるもので、ずいぶんハードな経験をしたと思つてゐる。

二 春学期は、④の刑法と、⑤の刑訴法のセミナーを中心に勉強をした。⑤のセミナーは、学生一五名ほどが参加した。ここでは、大陪審、証拠開示、答弁取引、訴追裁量等いくつかのテーマに関する立法改革案を作成することを目的とし、セミナーを州議会の法制審議会に模して、二名が改革案の提案をし、各提案に対し、二、三名が証人として証言し(司法省、検察官、警察官、ACLU、公設弁護士等)の立場から発言するかは、事前に調整する)、議長を中心に討論を行う形式がとられた。単位認定については、立法改革案、討論後

の修正提案及び証人になったときのメモランダム提出が、written assignment であった他、討論参加も考慮するといふものであった。ただ、幸い、役割があらかじめ分担されていたため、提案者、証人、議長になったときには否応なく話をせざるをえず、英語の下手な筆者も、各セミナーごとに発言の機会があり、主観的にはかなり実質的に参加できなかったのではないかと考えている。なお、筆者は、証拠開示に関する立法改革を担当した。

⑥は、弁護士が身につけるべき法廷技術の習得を目的とする。仮設例に則し、冒頭陳述、証人尋問、最終弁論等を学生に実際に演技させ、また、performance は全てビデオに収録し別の時間に法廷技術専門スタッフとともに検討するようになっていいる。また、子供に対する証人尋問(オズグッド教授の当時一〇才の次男)、損害賠償額算定に関する経済専門家の鑑定人に対する尋問(ビジネル・スクールのプロフェッサー)、二名の弁護士を招待しての模擬証人尋問などが行なわれた。授業の最後は、町の人を陪審員に依頼し、付近のcounty court の裁判官を招いて、学生が弁護士として手続を進めていく模擬裁判が三日にわたってもたれた。筆者は、担当のザッカライアス助教授と相談し、結局、聴講するのに

とどめたが、かなり興味深く授業を見学した。

⑥を担当したザッカライアス助教授は、一九五三年生まれで、七七年にイェールでJ・D、八一年にジョージタウンでLL・Mを取得し、実務中は刑事事件に力を注いでいたため、刑事手続の実際に詳しい。従って、カミサーの教科書を読んだだけではわかりにくい実務の現状について様々な情報を提供して頂いた(例えば、現在、証拠開示については、検察官の請求により被告人側が開示すべき義務がかなり州法上認められているが、彼の見聞する限り、現に検察官が弁護士に証拠開示を求めることはないそうである)。

三 二年目を迎えると、心の余裕もでき、また、研究の関心もアメリカ法の基礎理論へと徐々に固まっていき、夏休み中、ある程度の子習もしておいたこと等が手伝って、講義を研究関心に則して有機的に関連付けることができた。具体的には、現代憲法学における法解釈の方法論争に焦点をおきつつ、その背景にあるアメリカ法思想史の流れを把握することを、全体的テーマとした。⑩では、論理実証主義者であるライアンズ教授による、ポーク、イリイ、ドゥオーキン等の憲法理論の厳密な論理分析が行なわれ、⑪では、特に、法的論証の正当性に関するハート、ドゥオーキン、マカーミックの方法

＜出席授業一覧表②＞
—1985/1986年度—

Fall Term

	課目・担当	教科書
⑧	Evidence N. E. Roth	J. KAPLAN / J. R. WALTZ, EVIDENCE: CASES AND MATERIALS (5th ed., 1984)
⑨	Constitutional Remedies T. Eisenberg	T. EISENBERG, CIVIL RIGHTS LEGISLATION (1981); SUPPLEMENT (1983); ADDITIONAL MATERIALS (1985)
⑩	Constitutional Theory D. B. Lyons (セミナー)	J. H. ELY, DEMOCRACY AND DISTRUST (1980): READINGS IN CONSTITUTIONAL THEORY (photocopied materials)

Spring Term

	課目・担当	教科書
⑪	Legal Process J. A. Henderson	H. M. HART / A. M. SACKS, LEGAL PROCESS: BASIC PROBLEMS IN THE MAKING AND APPLICATION OF LAW (Tenth ed., 1958)
⑫	American Legal History D. J. Hutchinson	E. A. PURCELL, Jr., THE CRISIS OF DEMOCRATIC THEORY (1973) その他。
⑬	Law, Society and Morality D. B. Lyons	上記⑦と同じ。但し、他に、D.B. LYONS, ETHICS AND THE RULE OF LAW (1984)
⑭	Contemporary Legal Theory D. B. Lyons (セミナー)	R. DWORKIN, TAKING RIGHTS SERIOUSLY (1978); N. MACCORMICK, LEGAL REASONING AND LEGAL THEORY (1978)

＜その他＞ (1985年 Fall Term)

⑮	Politics, Conflict and Social Change in Southern Africa L. Edmondson	K. DANAHER, IN WHOSE Interest? (1984) その他。
---	---	--

コーネル・ロー・スクールと法学教育——留学を終えて——渡辺

(一四七) 一四七

LAW 607. AMERICAN LEGAL HISTORY

May 20, 1986

D. J. Hutchinson

FINAL EXAMINATION

This examination is in three parts. Answer all three parts. Allocate your time as indicated. If you use blue books, write on every other line.

I. (One Hour)

Do you agree with Judge Posner that “when all is said and done, realism began and ended with Holmes”?

II. (One Hour)

What evidence is there to support the conclusion that “it is a close question who had more influence on American legal education in the last century, Langdell or the realists”?

III. (One Hour)

A. [30 minutes] Did the realists attack a “dummy overstuffed for the occasion”?

B. [30 minutes] What, if anything, have British scholars contributed to our understanding of the realist episode?

End of examination.

論の比較検討がなされた。Legal reasoningの意義を、はじめに身にしみて勉強できた、というのが率直な感想である。これに加えて、⑬では、自然法論と法実証主義、⑭では、法現実主義を中心とする法思想史、⑮では、アメリカ法学の伝統であり主流ともいうべきプロセス法学を夫々学ぶことができた。

⑯を担当したハチンソン教授は、シカゴ大学からの visiting professor であり、オズグッド教授の友人でもある。一九四六年生まれで、連邦最高裁の Byron R. White と William O. Douglas のロー・クラークを務めている。授業で実際に用いたのは、総数一五〇〇頁に及ぶ論文等のフォト・コピーであり、これは、ラングデル、エイメスの法形式主義、ホームズ、そして、法現実主義の古典的諸論文から現代における "law and economics"、"critical legal studies" の論文まで網羅しているもので、これを通読するだけで、法現実主義とこれへの対抗という視覚に立つアメリカ法思想史の概観ができるように整理されている。これに加えて、ややシニカルな話し方をするハチンソン教授の大胆な問題提起をあわせると、現代アメリカ法学がどちらの方向に向いていくのか考える、貴重な知識を蓄積することができた。なお、ロー・スクールの試験は、全て長文であるが、⑯のそれは、一頁だ

コーネル・ロー・スクールと法学教育——留学を終えて

けの短いものであったので、参考のため、載せておく。なお、問一について、補足しておく。「法と経済学」のリーダーであり、現在は、連邦高等裁判所判事(第七巡回区)であるボスナーは、八六年春学期に、シカゴ大学で、⑯と同一の教材を用いて、同一テーマの授業を担当していたが、その最後の講義を終えてから、同僚であるハチンソン教授に講義の感想について手紙を届けてきた。その中に、問一の一文があったとのことである。ホームズ法学の評価は、筆者も、今後とも関心を持ち続けなければならない課題であると考えている。

四 ⑰のリーガル・プロセスについてふれておきたい。
"Legal Process" という題名の講義は、一九六九/七〇年にも開講されている。講義の目的は、「リーガル・プロセスは、社会的諸問題の解決において、裁判所、立法部、執行・行政機関の果たす役割とそのプロセスを対象とする」とされていた⁽¹⁾。ただ、それ以前——特に、ハート・ザックスのテキストの印刷された五八年以降——にも、こうした課目があったのか、資料を見い出せなかった。また、この講座が、いつどのような理由で閉講されたか、調べられなかった。ともあれ、筆者が入学した前年には、この課目はなく、八五年春学期に、ヘンダスン教授が上級生対象に実験的に開講し、八五/八六

渡辺

(一四九) 一四九

年度から一年生の必修になったものである（ファカルティでも賛否の討論があったらしく、例えば、オズグッド教授は反対であったと御自身から伺ったことがある）。

課目の目的は、八六／八七年度の講義録によると、「本講座は、伝統的な主題諸領域を横断的にとらえるものである。法規範の創造と適用に関する諸関係——特に、契約当事者と

外在的に課される法秩序との間の関係、立法部と裁判所の関係——に伴う問題に焦点をおく。また、法的決定における先例拘束性、法解釈の理論、決定形成者が関連データを収集する方法とプロセスにも焦点をおく。個人——契約当事者、弁護士、裁判官、ロビイイスト、立法者——の役割を考察し、また、「ここに焦点をおく」とされている。テキストは、表に示したように、ハート・アンド・ザックスの古典的ケース・ブックを主に用いている。また、一年生必修であるため、全体を二つに分けて、サマーズ教授 (Robert S. Summers) とヘンダスン教授とが夫々を受持っている。サマーズ教授は、法哲学、商法領域で著名である。ヘンダスン教授は、不法行為の領域で活躍しておられる。

ところで、本講座の開講は、比較的変動の少ないコーネル・ロー・スクールの歴史と、世紀末アメリカ法学の現状を背

景に置くと、それなりに意味のあるエピソードではないか、と筆者なりに理解している。コーネル・ロー・スクールは、一九三〇年代に安定して以降、筆者の調査した限り、格段、法学研究・教育上、全国的に影響を及ぼすような動きのないまま、現在に至っている。伝統的なケース・メソッド中心の教育によるエリート法曹養成機関という特徴は、変わっていない。もっと端的にいうならば、ラングデル以来のケース・メソッドの概念法学を継承しつつ、その手直しをはかるといふのが、全体の雰囲気であり、といって、特に方法的反省が意識的になされているともうけとめられない（よりよいケース・メソッドをめざす手直し・工夫は、はかられているようであるが）。他方で、アメリカ法学は、現在、*"law and economics"*、*"critical legal studies"*、という左右両翼からの伝統法学批判のために、大きく動揺している。が、コーネル・ロー・スクールには、こうした新しい動きに明確に与する者はいないようである。

そうした中であって、コーネル・ロー・スクールのリーダー・イング・プロフェッサーともいふべきサマーズ教授とヘンダスン教授が、ハート・ザックスの古典的ケース・ブックをテキストにしてプロセス法学を開講したことは、本校が、伝統

的自由主義法学擁護の立場にあることを間接的に表明したものと読めなくてはならないのである。その意味で、八六/八七年度からは、"Reason, Law and Process"と改名して続けられるプロセス法学論がいつまで開講されるのか、今後とも興味のあるところである。

さて、筆者は、開講当初、サマーズ教授、ヘンダスン教授両方の講義に出席して、比較対照をした上、最終的には、ヘンダスン教授に登録した。法哲学者として有名なサマーズ教授の授業は、意識的に、もともと古典的なケース・メソッドに従って行なわれている。そのためか、質問の仕方は、かなり *intimidating* であり、また、学生が一寸間を置きつつ答えを出そうとする間に角度をかえた質問をしたり、学生の表現のささいな点を手直しするために途中で妨げたりするなど、スコラティック・メソッドの妙味がうまくてきていないというのが、筆者のうけた印象であった(なるアメリカ人学生は、"Trotisny" だけだと酷評していた)。このため、筆者自身も授業にでていて、思考の流れを妨げられること頻繁であり、結局、ヘンダスン教授につくことにした。

ところで、サマーズ教授は、一九五九年にハーバードで L・B を取得し、ヘンダスン教授は、やはりハーバードで六

コーネル・ロー・スクールと法学教育——留学を終えて

二年に L・B、六四年に L・M を取得している。そして、ヘンダスン教授自身は、ニューデューラーでもあったヘンリ・ハートによるプロセス法学の授業に参加し、新鮮な感動を覚えた世代であることを認めている。が、筆者のうけた印象としては、サマーズ教授は、ハート・ザックスの古典のプロセス法学にかなり深くコミットしているのに対し、ヘンダスン教授は、一定のスタンスを置き批判的にみようとする傾向があるようにうけとめられた。そして、そのスタンスは、"Law and economics" の立場にかなり近いものと思われた。

(1) See, Cornell Law School, Dean's Report, 1968/69, at 4.

(2) 但し、フレンジンダー教授は、"critical legal studies" の共鳴者である。See, Gregory S. Alexander, *The Dead Hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century*, 37 STAN. L. REV. 1189 (1985); *idem*, *Interpreting Legal Constructivism*, 71 CORNELL L. REV. 249 (1985).

五 コーネル・ロー・スクールのスタッフ中、刑事法関係者は、上述のシリカーノ、ザッカライアス助教授の他に、Larry I. Palmer 教授と Sheri Lynn Johnson 助教授がおられる。ハーマー教授は、八四年まで長く学校行政職

渡辺

(一五二) 一五一

(Vice Provost) にあつた。ただ、八五/八六年度には、授業を担当されたが、筆者のとりたい課目と調整がつかず、直接に接することはなかつた。

シェリー・ジョンソン助教授には、⑤のセミナーで、お招きし、黒人差別と陪審評決についての最近の研究について、講演して頂いた折や、その他学生主催の座談会等で二、三度お話を伺う機会があり、非常に明晰な分析能力を持っておられる方ではないかと考えていたが、八六年春学期に刑訴法を担当されたので、聴講を許して頂いた。ただ、週三回の授業のうち、⑩と一回重なるため、二回ずつしか出席できなかった。彼女は、一九五四年生まれ、七九年にイェールでJ・Dを取得、公設弁護士の道を選んで実務についた後、八一年にスタッフに加わっている。公設弁護士を選ぶという経歴がほめかすように、自他共に認める人権擁護派である。が、そうした自らの視座設定があるが故に、授業における判例批判は、大変おもしろく聞くことができた。また、実務経験に根ざす貴重な情報を種々教えて頂いた(例えば、現在、連邦最高裁が自白法則に関する任意性テストを適用する判決を言渡さないのは、その種の事件について certiorari そのものを認めない政策をとっているからであり、任意性テストによる

自白排除を必要とする現実がなくなつたためではないとの指摘は、筆者の研究の枠を広げる契機となつた)。

(一) Sheri Lynn Johnson, Black Innocence and the White Jury, 83 MICHIGAN L. REV. 1611 (1985).

(四) 留学を終えて

一 筆者は、八四年七月に渡米し、まず、テクサス州オースティンにあるテクサス大学において、アメリカ側フルブライト委員会 (Institute of International Education) の企画する六週間の英語研修に参加した。これは、前半は英語一般(会話、発音、文法)、後半は、各専門別の研修に分かれて、かなり細かな授業計画に基づき、英語力のレベル・アップをはかれるように予定されたものである。参加者は、フルブライターと、他に、第三世界出身のハンフリー奨学生であつた後半に入つて、テクサス・ロー・スクールで開校中のサマー・スクールのうち、刑法、刑訴法、証拠法に何回か出席し、ロー・スクールの授業の雰囲気を経験できたため、コーネル・ロー・スクールへ移つてから、とまどいなく講義にのぞむことができた。また、法学分野の企画を担当したドーラ・ヤング女史は、その年の秋から州地裁のロー・クラークに就職

が決定したばかりであり、自らその春までテクサス・ロー・スクールの学生であっただけに、これから学生になるうとする我々にとって必要な実践的知識をかなり伝えてくれた（ブリーフの作成のこつ、シエバダイズの方法のみならず、Gilbert, Legal Line 等の使い方は、このときに知った）。

また、連邦高裁判事、州地裁判事、弁護士とのインタヴュー、大学近くにあるトラヴィス・カウンティ・コートの見学・傍聴なども企画され、大変有意義にすごした。また、プログラム全体としても、週末には様々の催しがあった。ミュージカル、シェイクスピア劇場、牧場でのウェスタン生演奏を聞きながらのバーベキュー・パーティー、アラモの砦で有名なサン・アントーニオへの旅行、ヒューストンへの旅行とホーム・ステイ、NASA見学、宇宙飛行士との交歓等々、楽しい思い出が残った。

八月中旬、イサカへ移り、授業に出席するかたわら、家具集め、車の購入、一〇月に渡米した家族の迎え入れなど、二月ほどあわただしくすごした頃が、留学中精神的にも不安になりがちな時期であった。最初購入した車が火を吹いて廃車にせざるをえなくなったことや、家族を迎えるためイサカから乗ろうとしたJ・F・K行きの飛行機が霧のためキャンセル

ルになり途方にくれていたところ同じ便にのる予定の人がシラキウスまで車に便乗させてくれたおかげで、ニュー・ヨーク行きの飛行機にのれたこと等は、今から思えば、留學らしい経験と苦勞であつた。八五年四月のワシントンD・C、五月のナイアガラ・フォール、七月のボストン、八六年六月のトロント、七月のニューヨークなどへの旅行も、留學の思い出深いひとこまとなっている。

もっとも、研究の面となると、本格的に研究中心の生活らしくなつたのは、八四年の一月からであり、また、これを保てたのは、八六年の七月初め頃までである。七月中旬から八月に入つてくると、moving sale 等帰國への準備で氣をとられて心もそぞろになつてしまつた。また、それだけでなく、この二年間とかくなまげがちなために、無駄にした時間も多し。そうした自己の至らなさを反省すると、赤面せざるをえないのが実状である。が、ともかくも、何がしか勉強してみたことについては、留學の機会を与えて下さつた方々へ報告申し上げる意味で、内容の未熟さも顧ずに、「法解釈の方法と憲法の構造」(一)〜(四)・神戸学院法学一六卷三・四号(以下掲載)として公けにすることにした。これは、研究のまとめ、というよりも、帰國後の研究の出発点と位置づけ、今後、

さらに深めていきたい所存である。

二 ただ、こうした拙い研究ではあっても、これをまとめるにあたり、留学中多くの方々から学問上お教えを頂いた。とりわけ、筆者の留学より一年早くコーネル・ロー・スクールに客員教授として滞在されておられた北海道大学法学部助教授の内田貴先生には、現代アメリカ法学のとりえ方についてお教え頂いた。また、フルブライターとしてスタンフォード・ロー・スクールで研修しておられた大阪大学法学部助教授松井茂記先生には、イリーをはじめとする現代アメリカ憲法学の動向やその研究の意義について御示唆頂いた。この御方からの御助言が得られなければ、筆者の未熟な課題意識は、より以上に散漫なものになったことと思う。この場を借りて、お二人の先生に深く感謝申し上げたい。

八五年の秋に、御研究のために客員教授として、ロー・スクールに滞在された慶応大学法学部の藤原淳一郎先生にも、お忙しい中、おりにふれて、お話を伺わせて頂いた。現代インドネシア史を御専攻されておられる早稲田大学社会科学研究所教授の増田與先生には、歴史の見方について、貴重なお教えを頂いた。

法解釈の方法に関心のあった筆者にとって、他分野の方々

との交流も大変に貴重であった。とりわけ、慶応大学の巽孝之先生（アメリカ文学）は、アメリカ文学界におけるディコンストラクショニズムのリーダーの一人であるコーネル大学人文科学研究所長ジョナサン・カラー教授のもとで研究されておられ、「解体」論の意義等につき、有意義なお話しを伺わせて頂いた。京都大学法学研究科院生の久米郁男氏は、Government の院生として Theodore J. Lowi 教授等の指導をうけておられ、田中祥子女史も Government の院生として、dissertation の準備をされておられる。この御二人からは、現代アメリカにおける国家論、民主主義論についていねいなお教えをえた。

大阪大学法学部の真淵勝先生（行政学）には、ダールの多元的民主主義論の意義などについて、教えて頂いた。都立大学文学部の折島正司先生（アメリカ文学）、筑波大学社会科学系の久保文明先生（アメリカ史）、京都大学文学部の吉田和彦先生（言語学）、成蹊大学文学部の宮本陽一郎先生（アメリカ文学）などの諸先生にも、御専攻分野の先端の動きを伺わせて頂いた。

また、留学中、東京大学法学部助教授の平石貴樹先生（アメリカ文学）から、ポーのテクスト「解体」論を底辺とする

小説『だれもがポーを愛していた』（集英社・昭六〇年）を御恵贈頂いた。ディコンストラクションの実証主義を理解し、また、応用する上で、大いに参考にさせて頂いた。

L・Mの同期として八四年に入学された弁護士¹の米正剛先生は、現在、ニューヨーク市の law firm で活躍されておられるが、八五年の夏は司法試験をめざされて勉強を続けておられた。八五年秋に入学された前田博弁護士も、今年の七月末まで司法試験のため夜遅くまでキャレルで勉強されておられた。お二人とともに励ましあいながら、キャレルに向かったことも、そろそろ想い出の世界になりはじめている。

東京家庭裁判所調査官の澤田滋氏、住友金属工業の宝池隆史氏からも、少年非行、社内法務など筆者の未知の領域について、有意義なお話を聞かせて頂いた。

三 最後に、二年の長期にわたる海外留学を積極的に御支持下された神戸学院大学前学長尾上正男先生、現学長倉田²先生、前法学部長の村井³先生、現学部長の川岸⁴先生はじめ法学部教授会の諸先生に、この場で御礼申し上げます。また、留学中の事務について御援助頂いた多勢の職員の方々、原稿の送付等でお世話頂いた法学部資料室の石井美和子女士にも御礼申し上げます。

そして、なによりも、二年間の研修の機会を与えて下さった日米教育委員会（フルブライト計画）に、心から感謝申し上げます。特に、L・Mは、本来一年にて修了すべきであるが、研究の必要から二年間の在籍を申請したところ、これを許して下さった同委員会の寛大な御処置には、深く御礼申し上げます。

こうした多勢の方々の御好意にお応えするためにも、留学中にえられたものを大切に、帰国後の研究・教育に役立てるよう努力する所存である。

最後に、滞米二年間、未熟なる筆者の座右の銘として心の支えとなった、我妻栄先生の次の御言葉を引用させて頂き（我妻栄「私法の方法論に関する一考察——裁判を中心とする考察方法の提唱——」（一）法協四四卷六号（大正一五年）一〇〇四頁）、留学報告記の結びとしたい。

『方法論と云ふものは、何人もその研究の最初に一通り考察し、然る後その研究の全生涯を通じて、この方法論に従って研究し乍らその方法論自身を反省し、そしてその生涯の終わるとき、もう一度その方法論が吟味せられねばならないものである』

(一九八六年八月二五日、イサカ最後の日に、ロー・スクール図書館にて脱稿す)

〔付記〕 本稿は、上述「法解釈の方法と憲法の構造」の連載終了後に載せることを予定していたが、神戸学院法学の編集の都合上、右連載が若干遅れることとなった。そこで、留学報告記としての性格に鑑みて、今回、載せて頂くこととした。内容上、上記連載を前提にした記述もあるため、少々解りづらい部分もあるが、御了解願いたい。なお、内田先生は、その後、東京大学法学部へうつっておられる。また、弁護士米、前田両氏は、現在、ロンドンで実務についておられる。

(一九八六年一〇月三〇日・記)